

埼玉県次世代ものづくり技術活用 製品開発費補助金

県内企業の稼げる力につながる
技術開発を支援します！



補助金の概要

- 対象者 県内中小企業、大学、研究機関*
- 対象事業 デジタル、バイオ、マテリアル、カーボンニュートラルに関する技術や製品の開発の経費
* サーキュラーエコノミー、サービスロボットに関する技術や製品の開発については、審査時に加点措置あり
- 補助金額 上限1,000万円
- 補助率 2/3(小規模企業型:3/4)

* 大学、研究機関が応募する場合は県内中小企業を含む共同開発体であること

募集

2025年4月1日(火)～5月12日(月)

審査

6月上旬頃に審査を実施



©2025 Saitama Prefecture



問合せ先

埼玉県 産業労働部 産業創造課
ものづくりイノベーション推進担当
電話 048-830-3735
メール a3760-03@pref.saitama.lg.jp

対象事業者

県内中小企業^{*1}(県内小規模企業者^{*2}含む、以下同じ)、大学、研究機関

※大学、研究機関が応募する場合は、共同開発体^{*3}に本事業の開発に必要な技術を持つ県内中小企業を含めること)

* 1「県内中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項に定める「中小企業者」であって、埼玉県内に登記簿上の本店、主たる事務所、製造拠点又は開発拠点のいずれかを有する者をいう。

* 2「県内小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する「小規模企業者」であって、埼玉県内に登記簿上の本店、主たる事務所、製造拠点又は開発拠点のいずれかを有する者をいう。

* 3「共同開発体」とは、複数の中小企業や大学、研究機関が連携し事業を行う事業体のことをいう。

対象事業

- ・デジタル、バイオ、マテリアル及びカーボンニュートラルのいずれかに関する新たな技術又は製品の開発であること。(サーキュラーエコノミー、サービスロボットに関する技術や製品の開発については、審査時に加点措置あり)
- ・県内中小企業への波及効果が見込まれる技術又は製品の開発であること。
- ・課題が明確であり、令和8年2月末までに技術又は製品の開発を行うもので、補助事業終了後、一定期間内に県内で事業化が見込まれること。
- ・補助事業として採択後、補助事業の情報(企業名、事業テーマ等)の公表が可能であること。
- ・補助事業の実施に際して、必要な安全対策が講じられること。
- ・同一の事業内容で国等の他の補助金等を取得していないこと。
- ・同一の申請者またはその関連会社から複数の申請が行われていないこと。

補助対象経費

- ・労務費に係る経費は補助対象経費の合計の2分の1以内とすること。
- ・補助事業者が県内中小企業の場合、製造経費Aの合計は補助対象経費の合計の2分の1以内とすること。
- ・補助事業者が大学、研究機関の場合、共同開発体の県内中小企業への製造経費Aの合計は補助対象経費の合計の2分の1以上とすること。

補助率等

- (1)補助率 補助率は補助対象経費の3分の2以内(小規模企業者の場合は4分の3以内)
(2)補助上限額 1件当たり1,000万円

事業期間

交付決定日から令和8年2月末日まで

受付期間

令和7年4月1日(火)から令和7年5月12日(月)17時(必着)まで

応募方法

受付期間内に必要書類を埼玉県電子申請・届出サービスにより提出してください。
提出する必要書類は同サービス又は県ホームページよりダウンロードしてください。

サービス入口 : <https://apply.e-tumo.jp/toppage-saitama-t/>

詳細については、県ホームページ及び補助金募集案内を御覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0812/r7-hojo.html>

問合せ先 : a3760-03@pref.saitama.lg.jp (産業創造課 ものづくりイノベーション推進担当)

